2　前項の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、第六条第一項各号に掲げるもの及び自己株式を含まないものとする。

一　引受期間における引受けに係る有価証券等

二　金銭の信託（合同運用金銭信託（受託者が信託契約に基づき多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同して運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。）、法第四十三条の二第二項の規定による信託、府令第百四十三条第一項第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものを除く。）に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三　空売り（有価証券等を有しないで又は有価証券等を借り入れてする有価証券等の売付けをいう。）に係る有価証券等

四　自己の債務の担保に供されている有価証券等

3　前項第一号の「引受期間」とは、引受契約の締結日から払込期日までの期間をいう。ただし、有価証券の募集又は売出しに際し、ブックビルディング（有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査をいう。以下この項において同じ。）を行った場合において、当該ブックビルディングにより当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握されているときには、当該有価証券の募集又は売出しを開始した日から払込期日までの期間を引受期間とすることができる。

4　特別金融商品取引業者は、合理的な理由がある場合には、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごと又は一般市場リスク（市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る危険をいう。以下同じ。）及び個別リスク（一般市場リスク以外の危険をいう。以下同じ。）ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出することができる。この場合においては、それぞれの方式により算出した額の合計額を市場リスク相当額としなければならない。

5　前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。

一　株式リスク（株価の変動による株券（普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。）及び新株予約権付社債券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品（先物取引、オプション取引及びスワップ取引並びにこれらに類する取引をいう。以下同じ。）並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「株券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

二　金利リスク（金利の変動による債券、譲渡性預金の預金証書及び普通株式への転換権のない優先株式に係る株券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「債券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

三　外国為替リスク（外国為替相場の変動による外国為替、金及び外貨建ての有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「外国為替等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

四　コモディティ・リスク（石油、金属（金を除く。）及び農林水産物並びにこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「コモディティ等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

6　次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を第一項及び第四項の規定により算出した市場リスク相当額に加算しなければならない。

一　同一の者が発行する有価証券等（指定国（指定国の中央銀行を含む。）の発行する債券、指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。）及び第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の保有額が、固定化されていない自己資本の額（自己資本から第六条の規定により算出した額を控除した額をいう。以下同じ。）に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該有価証券等に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

二　同一の者が発行する有価証券等の保有額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合　当該有価証券等に係る市場リスク相当額

三　同一の者が発行する株券（第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の保有額が、その発行済株式の総数に当該株券の時価額を乗じて得た額に百分の五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該株券に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

四　同一の者が発行する株券の保有額が、その発行済株式の総数に当該株券の時価額を乗じて得た額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合　当該株券に係る市場リスク相当額

7　第六条第八項の規定は、前項各号の有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。

8　個別の有価証券等に係る市場リスク相当額が、当該有価証券等の時価額を超える場合には、当該時価額を当該有価証券等に係る市場リスク相当額とすることができる。

第二節　標準的方式

（標準的方式）

第八条　標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第十三条までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。

2　オプション取引等については、次に掲げる方法並びに次条第一項及び同項の表に掲げる方法により、市場リスク相当額を算出しなければならない。

一　デルタ・プラス法

二　簡便法

3　デルタ・プラス法を用いて算出する市場リスク相当額は、オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、各リスク・カテゴリーにおいて想定上のポジションとみなし、当該ポジションについて、他の取引と同様の市場リスク相当額の算出方法を用いて得た額にガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を加算した額とする。

4　前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

ガンマ・インパクト＝$\frac{1}{2}$×ガンマ×VU^2

（注）　VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
株券等	原資産の時価額×八パーセント
債券等（金利を除く。）	原資産の時価額×第十条第四項第一号の表に定める率
金利	第十条第四項第二号の表に定める想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の時価額の変化額
外国為替等	原資産の時価額×八パーセント
コモディティ等	原資産の時価額×十五パーセント